

公益財団法人沖縄県スポーツ協会評議員及び役員選任規程

(目的)

第1条 公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関する事項は法令又は本会定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(評議員候補者の推薦)

第2条 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 各加盟団体を母体とし評議員会が推薦する者77名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者3名以内

(理事候補者の推薦)

第3条 理事候補者は、選出母体区分（別表1）から区分毎の人数を評議員会へ推薦する。
2 学識経験者理事候補者10名の選出については、理事会が評議員会へ推薦する。

(常務理事)

第4条 常務理事（9名）は、競技団体選出理事（2名）、地方団体選出理事（2名）、学校体育団体選出理事（2名）、学識経験者理事（3名）を理事の中から理事会で選任する。

(監事候補者の推薦)

第5条 監事候補者は、理事会が評議員会へ推薦する。

(制限年齢)

第6条 第3条から第5条に定める役員は、就任時に70歳未満でなければならない。
2 学識経験者から選任された役員は前項の規定を適用しないことができる。

(学識経験者)

第7条 学識経験者の選出に関する規程は別に定める。

(選出母体世話係)

第8条 公益財団法人沖縄県スポーツ協会役員改選期における各理事選出母体会議の世話係は、現理事又はその理事の所属する加盟団体の理事長もしくは、事務局長がその任に当たる。

(理事候補者となるべき者の選出方法)

第9条 理事候補者選出の各母体の世話係は、連絡責任者となり各母体の加盟団体理事長又は、事務局長と調整の上、理事候補者選出会議を開き、理事候補者となるべき者を選出する議事の進行役を務める。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の決議によって、変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年 6月12日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年 6月11日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年 5月26日から施行する。
- 5 この規程は、平成28年 6月17日から施行する。
- 6 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

- 7 この規程は、平成30年 6月19日から施行する。
- 8 この規程は、令和 元年 6月18日から施行する。
- 9 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 10 この規程は、令和 2年 6月17日から施行する。
- 11 この規程は、令和 6年 6月19日から施行する。

別表1（第3条関係）

1 競技団体選出理事の母体区分（12名）

- (1) 山岳、水泳、ボート、セーリング、ウォーキング
- (2) カヌー、グラウンド・ゴルフ、ゴルフ、ボウリング、合気道
- (3) ダンススポーツ、ボクシング、ライフル射撃、陸上、ペタンク
- (4) 空手道、サッカー、武術太極拳、ラグビーフットボール、エアロビック
- (5) クレー射撃、相撲、テニス、トライアスロン、キンボールスポーツ
- (6) 柔道、少林寺拳法、ソフトテニス、バレーボール、ボディビル・フィットネス
- (7) アーチェリー、剣道、バスケットボール、スケート、バウンドテニス
- (8) 弓道、パワーリフティング、ハンドボール、障がい者スポーツ
- (9) ウエイトリフティング、銃剣道、体操、卓球
- (10) 自転車、ソフトボール、なぎなた、野球
- (11) ゲートボール、バドミントン、ホッケー、レスリング
- (12) アイスホッケー、スキー、馬術、フェンシング

2 地方団体選出理事の母体区分（4名） 50音順

- (1) 浦添市、島尻郡、豊見城市、那覇市
- (2) 沖縄市、宜野湾市、中頭郡
- (3) うるま市、国頭郡、名護市
- (4) 糸満市、南城市、宮古島市、八重山郡、

3 学校体育団体選出理事の母体区分（2名） 50音順

- (1) 高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、中学校体育連盟

4 学識経験者（10名）

上記加盟団体以外の政治、経済、行政、法律、医・科学、教育等の広い領域から選出する。